

大和高田・リズモー都市友好協会 学生の派遣に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大和高田・リズモー都市友好協会（以下「協会」という。）が大和高田・リズモー都市友好協会会則（以下「会則」という。）第3条第2号に基づき実施する学生の派遣（以下「派遣」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（派遣対象者）

第2条 派遣の対象となる者は、過去において公的機関等を通じて海外に派遣されたことがなく、心身ともに健康である者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 大和高田市に居住し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（次号に定める学校を除く。）、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校（1年生から3年生までに限る。）、専修学校に在籍する生徒
- （2） 大和高田市立高田商業高等学校に在籍する生徒

（派遣人数及び派遣期間）

第3条 派遣を行う人数は、前条第1号に該当する者（以下「一般公募学生」という。）にあつては年度ごとに定める派遣学生募集要項（以下「要項」という。）に定めるものとし、同条第2号に該当する派遣対象者にあつては1名とする。

2 派遣を行う期間は、要項に定める期間とする。

（一般公募学生の募集）

第4条 一般公募学生の募集は、市広報誌「やまとたかだ」及び市WEBページにより行うものとする。

（一般公募学生の決定と通知）

第5条 一般公募学生の決定は、協会が実施した一般教養試験、作文試験、面接試験（日本語及び英語）の結果を、会則第12条に規定する派遣学生選考委員会において、総合的に判断した上で行うものとする。

2 会長は、前項の決定をしたときは、一般公募学生に派遣の可否を通知するものとする。

（派遣費用）

第6条 協会は、派遣することを決定した学生（以下「派遣学生」という。）から派遣に係る往復の航空運賃及び旅行者保険に要する費用のうち要項に定める額を当該派遣学生の自己負担金として徴収し、当該費用のうち要項に定める額以外の額を協会が負担す

るものとする。

- 2 前項の自己負担金のほか、オイルサーチャージ、旅券手続、空港利用税、任意に加入する保険、集合場所への移動に要する費用その他の派遣に要する費用は、派遣学生の負担とする。

（派遣費用の納付）

- 第7条 派遣学生は、派遣の決定後、協会が指定する期日までに、前条第1項の自己負担金に相当する額を一括して納付しなければならない。

（派遣費用の返還）

- 第8条 派遣の決定後、派遣学生の自己都合により派遣を取り止める場合は、納付された派遣費用から協会が契約する旅行会社が定めるキャンセル料金を減じた額の返還を行うものとする。

（不慮の事故等の責務）

- 第9条 事前・事後の研修を含む、派遣事業中において天災・不慮の事故等の事由により生じた災害・疾病・傷害などについて、協会はその責任を負わないものとする。

（派遣決定の取消し）

- 第10条 協会の会長（以下「会長」という。）は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当したときは、派遣を取り消すことができる。

- （1） 第2条に規定する派遣対象者としての要件を満たしていないことが判明したとき。
- （2） 健康上の都合により派遣先での生活が困難であると認められたとき。
- （3） 派遣受入先の事情により受入れが困難となったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、派遣を取り消す必要があると認められたとき。

- 2 会長は、前項の規定による取消しにより派遣学生又はその保護者に損害が生じても賠償の責めを負わない。

（補則）

- 第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が協会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。